

お知らせ

成人式実行委員募集

平成30年1月7日(日)に開催する成人式でアトラクションを企画・運営する実行委員を募集します。

◆対象者 新成人者(平成29年4月2日から平成30年4月1日まで生まれた方)

◆募集人数 8名

◆申込期限 10月27日(金)

◆申込・問い合わせ先 公民館
☎34512197



家を壊したときは、家屋滅失届をお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、村に土地・家屋・償却資産を所有している方にその固定資産の価格に応じ、その年の4月1日から始まる年度の分として課される税です。

家屋又は家屋の一部を取り壊した場合には、家屋滅失届を提出することにより、翌年からの固定資産税は課税されません。該当する方は、税務課に家屋滅失届を備えてありますので問い合わせのうえ、提出してください。

◆問い合わせ先 税務課
☎34118513

戸別合併処理浄化槽 法定検査の実施について

平成29年8月末で村が管理する戸別合併処理浄化槽は358基になりました。

浄化槽法において定められている水質検査を実施します。

立会いの必要はありませんが、お伺いの際はお声がけしますのでご協力をお願いします。

◆法定検査実施予定日 11月1日(水)～15日(水)

◆指定検査機関 社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター

◆検査手数料 村が負担します。

◆対象浄化槽 村で管理している戸別合併処理浄化槽。

※戸別合併処理浄化槽の設置及び管理の申し込みは随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先 都市建設課
☎34118516

◆法の日週間における法律相談 10月1日は、「法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として「法の日」と定められ、10月1日から1週間を「法の日週間」として、

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会などでは、全国各地で各種行事や法律相談なども開催されています。

村では宮城県司法書士会の協力により、相続・売買・贈与等の不動産登記、会社・法人登記の相談、訴訟、支払督促等に関することについて、司法書士が皆様からの相談に応じます。

相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◆日時 10月4日(水) 午前9時～正午

◆場所 平林会館1階 住民生活課
☎34118512

◆お問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

◆納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 10月31日(火)

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆お問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

秋の行政相談週間について ～行政に関する困りごとはありませんか～

行政相談は、国の仕事やサービス、各種制度の手続き等での困りごとや要望について相談に応じ、その解決の促進を図るものです。

総務省では、10月16日から22日までの1週間を「秋の行政相談週間」とし、行政相談制度を広く皆さんに利用してもらうため、全国一斉に行政相談を実施します。

村では次のとおり実施しますのでお気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

【パネル展示及び行政相談】

- ◆日時 10月15日(日) 午前9時30分～午後3時30分
- ◆場所 平林会館2階
- ◆行政相談員 平間宏子さん



東北管区行政評価局では行政相談週間行事の一環として、仙台市及び岩沼市において「一日行政困りごと相談所」を開設します。

開催地	仙台市	岩沼市
日時	10月11日(水) 午前10時～午後3時	10月20日(金) 午前10時30分～午後3時30分
場所	せんだいメディアテーク 1階オープンスクエア (仙台市青葉区春日町2-1)	岩沼市玉浦コミュニティセンター (岩沼市恵み野2-3)
参加機関	仙台市法務局その他国の出先機関、宮城県、仙台市、関係団体、仙台弁護士会、東北管区行政評価局、行政相談委員等	仙台市法務局その他国の出先機関、宮城県、岩沼市、関係団体、仙台弁護士会、東北管区行政評価局、行政相談委員等

◆問い合わせ先 東北管区行政評価局 ☎262-7839 / 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *



このコーナーでは、今起きている消費者問題について、お知らせしています。身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

☆振り込め詐欺について

振り込め詐欺は決して他人事ではなく、「私は大丈夫」と思い込むのは危険です。普段から「自分の身に起きるかもしれない」と考えて注意しましょう。

- ◆事例1 百貨店の社員を装い「偽造したあなたのカードを使って買い物をした人がいるので、カードを新しくしたほうがよい。銀行協会の者が行くのでカードを渡してください。」と言ってキャッシュカードやクレジットカードをだまし取る。
- ◆事例2 役場職員を装い「保険料の過払い金があります。ATMで手続きができます。」などと言ってお金をだまし取る。



ますます巧妙化する詐欺の手口に騙されないためにはどうしたら良いのでしょうか？ 犯人は、相手を動揺させ冷静さを失わせることを狙っています。普段通りであれば「これはおかしい」と思うことでも、あたかも事実であるかのように思えてしまいます。

犯人は単独や複数だったりし、さまざまな会社や公的機関の名前や口実を設けて騙そうとします。どのような内容の電話でも、慌てないで冷静に対応するように心がけ、お金を要求された時は必ず家族や周囲の人の協力を仰ぎ、関係者に確認してください。

少しでもおかしいと思ったら、一人で対処しようとせずに相談しましょう。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

* 今月の相談 * お気軽にご相談ください

相談名	相談日時	場所/内容
生活相談所	4日(水)	[場所] 平林会館1階料理講習室 [内容] 生活の中での悩み事、心配事などの相談 電話相談(当日のみ)も受け付けます。 ☎345-6631
	11日(水)	
	18日(水)	
	25日(水)	
宮城県司法書士会による出張相談会(無料)	11日(水) 午前9時～正午	[場所] 平林会館1階料理講習室 [内容] 売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度(判断能力に不安のある方の財産管理)
消費生活相談窓口	4日(水)	[場所] 平林会館2階第3研修室 [内容] 消費生活に関する相談
	11日(水)	
	18日(水)	
	25日(水)	